

亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業

○給付対象者

- ・身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた児(者)、難病患者等であって、障害の程度が定められた日常生活用具の給付に該当する人。
- ・65歳以上の人および特定疾病に該当する40歳～60歳の人は介護保険が優先になります。

○給付の内容

- ・用具は、給付することとし、日常生活用具の給付一覧に掲げる用具とする。

○給付額

- ・給付の対象とする用具の価格は、別表の単価欄に掲げる額の範囲内とする。(限度額を超える費用は自己負担)

○手続きの流れ

事前の申請が必要です。給付決定前に購入・改修を行った場合は対象となりませんのでご注意ください。

1. 申請書類の提出

- ・申請書 ・業者の見積書 ・用具のカatalog写し ・身体障害者手帳、療育手帳
- ・その他給付対象となる証明書類 をご持参ください。
 - ※医師意見書が必要な場合があります。
 - ※住宅改修の場合は、改修前の写真、図面等が必要です。

2. 給付決定の可否

審査の結果、決定の可否を郵送にてお知らせします。決定の場合は、「決定通知書」及び「給付券」を発送します。※給付決定までに1週間～10 日程度の期間を要します。

3. 用具の納品

「給付券」に署名・押印して業者に渡し、業者から現物を受け取ってください。

※3月末まで

※業者の指定はありませんが、亀岡市が定める支払い手続きに対応できることが必要。

4. 業者は、納品日を給付券に記入し、請求書とともにすみやかに障がい福祉課へ(3月末まで)

5. 必要書類を確認後、給付対象額を支払います。

問合せ先:障がい福祉課 障がい者支援係 0771-25-5189